麴氏高昌國における王令とその傳達

——下行文書「符」とその書式を中心として——

白須淨眞

はじめに
一　文獻史料に見える高昌國の王言とその傳達
二　出土文書に見える高昌王の「令」
三　王令の傳達—門下的官制機構から尚書的官制機構へ—
四　高昌國における「符」
五　出符とその記録
おわりに

はじめに

麴氏高昌國（五〇一～六四〇、以下「高昌國」）は、中國の南北朝隋唐時代に國を保った西域の小さな王國である。隋が「その風俗政令は華夏とほぼ同じ」とみ、唐も「國中の署は官號を置くに、わが百僚に準ず」とみなしたように、(1) 王國の政令や官制機構は中國の王朝を模倣したものであった。したがって、國王の出言を國家意思として定立しそれを傳達するシステムも中國王朝に倣って整えられていたに違いない。本稿は、この王國の故地・トゥルファン地域から大量に出土した文書群（吐魯番出土文書）(2) によって、その一端を明らかにしてみたい。

一　文獻資料に見える高昌國の王言とその傳達

延和十一年（隋の大業八年、六一二）の冬、隋から歸國した高昌國八代王麴伯雅は、胡裝（辮髪胡服）を禁止する命令を下した。それは隋の煬帝の嘉するところであったという。

〔高昌王麴伯雅〕**令**を國中に下して曰く「……今、大隋統御し、宇宙平一にして、普天・率土、齊しく向わざるはなし。孤（高昌王の自稱）は、既に和風に沐浴し、大化を均しくすることを庶う。それ庶人以上は、皆宜しく、辮髪を解きて衽を削るべし。」と。帝（煬帝）聞きて甚だこれを善し、**詔**を下して曰く「……〔左〕光祿大夫〔車師太守〕弁國公高昌王伯雅、識量は經遠にして、器懷は溫裕なり。……ここにおいて纓を襲ねて辮を解き、衽を削りて裾を曳く。夷を變じて夏に從い、義は前載より光けり。衣冠の具を賜い、なお製造の式を班つべし。……」と。(3)

とあるのは『隋書』巻八三高昌傳が記すその經緯である。これによれば、高昌王が下した王言を「令」、隋の皇帝のそれを「詔」と書き分けていることが注目される。隋は、〔左〕光祿大夫・〔車師太守〕・弁國公・高昌王に册封した外藩の君主の王言は、「詔」ではなく「令」と認識していたのであろう。

インドに向かった玄奘法師が伊吾（東部天山南麓のハミ）に到達した時（六二七年、唐の貞觀元年ごろか）、高昌王麴文泰（麴伯雅を繼いだ九代王）の使者と遭遇した。『大唐大慈恩寺三藏法師傳』巻一は、その後の彼の動向を次のように傳えている。

王〔麴文泰〕聞き即日使を發し伊吾王に**勅**(敕)**して**〔玄奘〕法師を來らしむ。……ここにおいて〔法師〕遂に行きて南蹟を涉り、六日を經て高昌の界の白力城に至る。……すなわち、その夜の鷄鳴の時を以て王城に到る。門司王に啓し、王は**勅**(敕)**して**門を開く。法師入城す。……發日、王は諸僧・大臣・百姓らと都を傾けて送り、城西に出ず。……妃及び百姓らに**勅**(敕)**して**還らしめ、自らは大德已下おのおの乘馬して送ること數十里にして歸る。」（『大正大藏經』巻五十所收）

これによれば高昌王の命令は、鄰國伊吾の王に對しても、[4] また王の妃、王城（高昌城）の門司、百姓に對しても「敕する」という語によって傳えられていたようである。傳聞ではなく玄奘の當地における直接體驗である。[5] 注目したい。

このように當時の様子を傳える信頼度の高い二つの編纂資料は、高昌王の王言を「令」、高昌王の命令の傳達を「敕する」と記していた。高昌國の王言とその傳達のあり方を探ろうとする今、認識しておきたい文獻資料である。

二　出土文書に見える高昌王の「令」

吐魯番出土文書は、高昌王の自稱は「朕」ではなく「孤」、他稱は「陛下」ではなく「殿下」、臣下の「奏」に對する裁可の語は「可」や「聞」ではなく「諾」であることを明らかにした。[6] この事實は、高昌王の王言を「令」とみなした『隋書』の記載についても、出土文書にもとづく新たな檢證を要求するであろう。そこで吐魯番出土文書のなかから高昌王の王言に係わる文書をまず檢索してみよう。

資一　「延昌六年（五六六）呂阿子の辭」に對する高昌王の令を傳えた文書（錄『文書』四冊二四七頁、圖『文書』貳一四〇頁）[7]

1 延昌六年丙戌□□□（歲）（月）八日、呂阿子
2 辭。子以人微、產□尠少、見康□
3 有桑・蒲桃（葡萄）一園、□（請）求買取。伏願
4 殿下照茲所請。謹辭。
5　　中兵參軍張智壽傳
6 令：聽買取。

延昌六年丙戌□□□（歲）（月）八日、呂阿子の辭。呂阿子は身分が低く財產も大變少ないため、康□が桑とブドウ畑を一カ所に所有しているのをみて買い取りたくお願い申しあげます。どうか殿下（國王）がこの願いに配慮いただきますよう謹んで申し上げます。

中兵參軍の張智壽が、「〔王の〕令（すなわち）買い取りを聽せ。」を傳える。

資二　「延昌十七年（五七七）史天濟の辭」に對する高昌王の令を傳えた文書（錄『文書』四冊二四八頁、圖『文書』貳一四一

頁）

1 □□□（延昌十）七年丁酉歲正月十七日、史天濟辭。濟□□

2 □薄、匱乏非一。今見任苟蹄有常田少畝於外、□

3 □惟

4 □顔、矜濟貧窮、聽□□取、以爲永業。謹辭。

5 □（門）下校郎高慶□傳

6 令：聽□□（買）（取）。

□□□（延昌十）七年丁酉歲正月十七日、史天濟の辭。史天濟は〔　〕がとぼしく貧しきことひとかたでありません。いま任狗蹄が常田少畝を外に所有するのを見て、〔　〕どうか〔慈〕顔（國王）が貧窮をあわれと思い、その地を買い取って永業（私有地）とすることをお許し下さい。謹んで申し上げます。

□（門）下校郎の高慶が、「〔王の〕令、（すなわち）買い取りを聽せ。」を傳える。

資一・二は、一九七二年、高昌城の北域のアスターナ古墳群の一五二號墓から出土したもので、紙の鞋（副葬品）から取り出された「令」と大書する同類文書五點のうちの二點である。(8) これらは錄文の公開に先だっていち早く圖版が公にされたように、當初から注目された文書であった。別筆で大書された「令」字が高昌王の親書と直感されたからであろう。(9) この他にも、王令と推察される「令」字を記した文書は數點確認されている。(10) ただし「令」以外、たとえば「詔（制）」や「敕」に相當するような文書は見いだせない。(11) 高昌國の王言として「令」だけを取りあげるのは、そのためである。

さて「令」字を大書した**資一・二**は、どのような性格の文書であろうか。一見難解には見えない文書であるが、引用に當たって施された句讀點が、必ずしも一致していなかったことは留意の必要があろう。研究者の文書理解に、微妙な差異が生じていたのである。そこでまず**資一・二**の讀み方から再檢討してみよう。

資一・二を、「延昌六年丙戌□□□（歲）（月）八日、呂阿孑辭。……謹辭。中兵參軍張智壽傳。令　聽買取。」、「□□□（延昌十）七年丁酉歲正月十七日、史天濟辭。……謹辭。□（門）下校郎高慶傳。令　聽□□（買）（取）。」のように「傳」・「令」二字の閒に句點を加えて讀むのと、(12) **資一**、**資二**として例示したように句點を加えないで讀むのとでは、ずいぶんと理解が異なってくる。句點を加え

て讀むと、それは呂阿子や史天濟の辭を中兵參軍張智壽や□(門)下校郎高慶が直接に高昌王(殿下)(13)に傳え、高昌王はそれに「令」と大書して買い取りを許したことになる。したがって「傳」の後で區切られた「令　聽買取。」は「令して買い取りを聽す」あるいは「買い取りを聽さしむ」と讀み下されることになろう。しかしこのような理解や讀み方には、やはり疑問が殘る。まず庶民の「辭」を門下的官制機構の官員である中兵參軍や□(門)下校郎(14)が受理し、それを彼らが直接高昌王に傳えたように理解されるからである。(15) 事實とすれば高昌國における「辭」の扱いは、この國の複雜な上奏の手續きとは比べようもなく簡素であったことになる。しかし「辭」が高昌王のもとに屆くまでには、やはり所定の手續きが必要であった。(16) また「令」字をこのように讀んでしまうのであれば、「令」字を強調した意圖が逆に薄められてしまう。わざわざ別筆で大書したのは、「令」それ自體の固有性や獨立性の反映に相違ない。したがって「令」字を「令して」あるいは「しむ」と讀むことは適切ではなく、それ自體で獨立している文字と見なすべきであろう。とすれば一見「辭」の上申に係わるようにみえる**資一・二**も、それ以外の作成目的はなかったのか、新たな檢討が必要となろう。

こうした視點に立つ時、留意が必要なのは、「辭」だけが記されていたのではなく「令」と「聽買取」が加えられていたことであろう。このような文書を「辭」だけに重きを置いて、王の裁可を求める上申文書とみなすことは一方的である。中兵參軍張智壽と□(門)下校郎高慶が「傳」えようとしたのは、「令」字の極端な大書に象徵されるように高昌王の「令」とその內容なのであり、呂阿子の辭と史天濟の「辭」ではなかった、そう理解しなければならない。したがって「中兵參軍張智壽傳　令：聽買取。〈中兵參軍の張智壽が、「〔王の〕令（すなわち）買い取りを聽せ。」を傳える〉、「□(門)下校郎高慶傳　令：聽□(買)□(取)。」と讀んで、**資一・二**は高昌王の「令」を最初に傳えようとした文書であったと提案する。つまり「令」字と「聽買取」を同格（：はその記號）のように見なすのである。もしこのように理解すれば、「令」字直前の改行が文の區切りではなく王令に畏敬を表わすための擡頭（「令」字を行頭に置く）と無理のない說明も可能となる。(17)「辭」とする『文書』のタイトルを用いず(18)**資一**、**資二**に例示したような新たなタイトルを附したのはそのためである。

續いて筆跡に注目してみよう。**挿圖一**を一見すれば明らかなように、**資一・二**は、大書された「令」字を除けばそれぞれの文書のすべてが同筆である。それぞれ同一の人物が書寫したことは疑いない。とすればこの「令」字を除く**資一・二**は、いつだれが書寫したのであろうか。多様な推定も可能であるが、「辭」を受理した官署が「辭」を高昌王に上申した後、すなわち王の裁可の過程に、その場に立ち會った門下的官制機構の官員が「令」字の部分を空白として書寫した（逆に「令」字だけを先に書くことは想定しがたい）、そのように推定するのが最も無理がなかろう。

それでは、その空白にいつ「令」字が加えられたのであろうか。すでに述べたようにこの「令」字は、高昌王の親畫と見なされてきた。しかし**挿圖一**によって**資一・二**の「令」字を比較してみると同一人の筆とすることは難しい。**資一**は延昌六年（五六六）、**資二**は延昌十七年（五七七）の紀年をもち兩者は十一年の隔たりがあるが、七代王麴乾固の時代であることには變わりはない。十一年の時の流れが麴乾固の筆跡を變えてしまったのであろうか。ところが**資一・二**と同じ紙軸から取り出された同形式同時代の三點の文書の「令」字（**資A**、**B**、**C**　**挿圖一**）も、同様に異なっている。この五例の「令」字がそれぞれ異なっているという事實は、「令」字を麴乾固の筆跡（高昌王の親畫）とすることを許さない。つまり從來の直感的認識は誤っていたのである。とすればだれが「令」字を書いたのであろうか。それは王令を直接確認できる場にいた門下的官制機構の官員であったと、私は推察する。擔當官員の異動によって「令」字の相違を説明できるからである。とはいえ「令」字は、擡頭大書された王言である。はたして臣下が代筆できえたのであろうか。

この點に關わっては、中國王朝における君主の裁可の語とその傳達のあり方を參照すべきであろう。『大唐六典』卷八門下省・侍中の職掌（「皆審署申覆、而施行焉。」の項）の原注に、

覆奏して〔皇帝が〕「可」を畫き訖らるれば、門下省に留めて案となせ。更に一通を寫して、侍中は「制可」と注し、縫に印し署して、尚書省へ送り施行せよ。

とみえるのがそれである。これによれば唐にあっては、皇帝の親畫「可」字のある文書そのものは本案として門下省に留

資一

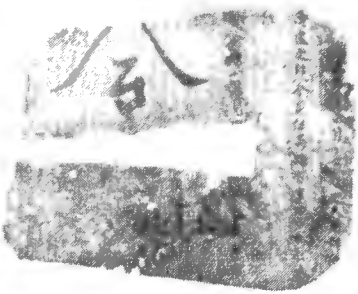

資二

資一　「延昌六年（五六六）呂阿子の辭」に對する高昌王の令を傳えた文書

資二　「延昌十七年（五七七）史天濟の辭」に對する高昌王の令を傳えた文書

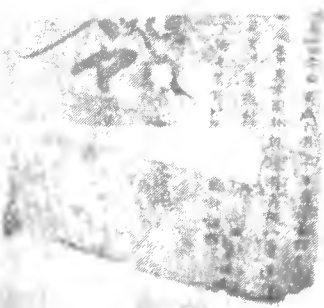

資A

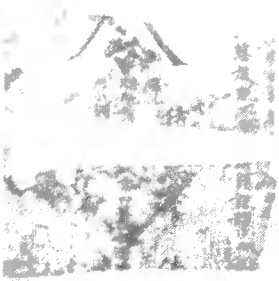

資B

資C

資A　「延昌三十四年（五九四）呂浮圖の辭」に對する高昌王の令を傳えた文書

資B　「高昌某人の辭」に對する高昌王の令を傳えた文書　一

資C　「高昌某人の辭」に對する高昌王の令を傳えた文書　二

挿圖一　「令」を大書した文書

められるが、尚書省へ送られる文書は、「可」字の箇所のみ門下省の長官・侍中が「制可」と書き改め謄寫するのだという。これは出土した制授告身の古文書學的研究が改めて明確にした手續きである。[19] 侍中が「可」に「制」字を冠して書き換えたのは、唐の皇帝の最も重要な王言の一つ「制」（「詔」）であることを明示するためであろう。この事實は、君主の裁可の語は、門下省を出る時、間違いなく臣下の手によって書き改められたことを示している。

高昌王の裁可の語は、かつて明らかにしたように「可」ではなく「諾」であった。[20] 「諾」は中國王朝にあっては皇太子が使用した裁可の語であるが、高昌王はこれを採用していた。中國王朝の皇太子の裁可の語「諾」も、皇帝と同様に書き改められたことは、次の『大唐六典』卷二六の太子左春坊左庶子（門下省の侍中に相當）の職掌によって確認できる。

　およそ令書の左春坊に下さるれば、則ち中允・司議郎等と覆啓し、〔皇太子が〕「諾」を畫さるるを以て覆下に及び、皇太子の畫せらるる所のものを以て留めて按となし、更に令書を寫して印し署して「令諾」と注し、詹事府に送る。

皇太子の「諾」は「令諾」と改められたのである。この「令諾」の實例は、アスターナ古墳群一〇〇號墓から出土した「永淳元年（六八二）氾德達飛騎尉告身」（唐の高宗の皇太子・李哲の監國時）に見ることができる。[21] 「制可」と同様に「諾」に「令」字が冠せられたのも、皇太子の最も重要な出言である「令」を明示するためであったろう。

高昌王は中國王朝から册封された小國の王であったとはいえ、一國の君主であったことは皇帝と變わりはない。しかも改變はしても中國王朝を模倣した官制の頂點にも立つ。こうした視點に立つ時、中國王朝の諸規定のうち援用を妨げられない箇所はあるはずである。そこで、高昌王が裁可の語「諾」を書き入れた文書そのものは門下的官制機構に保管されて外に出されず、「諾」を別字に書き改めた文書が高昌王の出言として傳達された、そう假定してみよう。[22] とすれば、別筆で大書された「令」字は、高昌王の「諾」を書き改めた文字、そうした推定が可能となる。ただしそれは中國王朝の場合と同じではなく「令諾」の「諾」字を缺いている。あえて同じにしなかった要因は様々に想定されようが、なによりも高昌王の裁可の語が中國王朝の皇太子と全く同一になることを避けるためであったろうし、[23] その回避が皇帝の「可」よりも

ランクの低い「諾」を使用しなければならない現實をあからさまにしなくてすむ方法でもあったからであろう。[24] こうした理解は、改めて高昌王の王言が間違いなく「令」であった現實を示すことになる。[25] 『隋書』高昌傳が高昌王麴伯雅の命を「令」としていたことは、結果としてこの王國の現實を反映していたのである。[26]

さてこのように整理すると、「令」字の筆跡が多様であったのは、王の裁可を門下的官制機構の官員が書き改めたからだということになる。その大役を擔當したのは、唐の門下省の長官・侍中に照らせば、高昌國の門下的官制機構の最高官である門下校郎の可能性が最も大きい。もし「令」字が門下校郎ではなく高昌王の直筆であったとすれば、たとえ文書が破棄されたとしても鞋などに再利用されることはありえなかったはずである。[27]

三　王令の傳達―門下的官制機構から尚書的官制機構へ―

門下的官制機構で作成されたと推定した**資一・二**は、どのような機能をもつ、つまりどのような目的で作成された文書なのであろうか。そこで唐長孺・池田溫兩氏が、**資一・二**との關連を指摘されていた次の文書に注目してみよう。[28]

資三　七世紀前期、侍郎焦朗らが傳えた「田園に課す役に係わる王令」を整理した文書（**錄**『文書』四册補遺六四～五頁、**圖**『文書』壹四四一頁）

（前　缺）

1 田二畝半役、永爲壞。(業) 侍郎焦朗傳張武傳寺主尼顯法田地隗略渠桃一畝半役、
2 聽斷除。次傳張羊皮田地劉居渠斷除桃一園、承一畝半六十步役、給與張武傳
3 寺主顯法、永爲壞。(業) 次〔傳〕聽陰崇子洿林小水渠薄田二畝、承厚田一畝役、給
4 與父陰阿集、永爲壞。(業) 通事張益傳索寺主德崇師交何(河)王渠常田一畝半、次
5 高渠薄田六畝半、承厚田二畝半。次〔傳〕小澤渠常田三畝半、合厚田七畝半役、

（前　缺）

……侍郎の焦朗は「〔令すなわち〕張武傳寺主の尼・顯法の田地隗略渠の桃一畝半の役は、斷除を聽す。」を傳える。次に「〔令すなわち〕張羊皮

6聽出俗役、入道役、永爲墐(業)。次〔傳〕依卷(券)聽、張令子買張永守永安佛畠渠の田地劉居渠の斷除の桃一園は、一畝半に六十步の役を承けて張武傳寺主・顯法に給與し、永業となせ。」を傳える。

7常田一分、承四畝役。次〔傳〕買東高渠桃一園、承一畝半卅步役、永爲墐(業)。侍郎明

8犖傳氾寺主法興左官渠俗役常田二畝、聽入道役、永爲墐(業)。通事張益

9傳高寧宋渠底參軍文受田南脇空亭澤五畝、給與麴僧伽、用

10作常田、承五畝役、永爲墐(業)。次〔傳〕依卷(券)聽、□□□（後缺）

（以下略）

資三は、一九六八年、アスターナ古墳群九九墓から出土した高昌國時代末期（七世紀前期、九代王麴文泰の時代）[29]の文書で、侍郎の焦朗、通事の張益、侍郎の明犖、通事の張益らが、それぞれの田園に課す役を「傳」えた記録である。この文書（たとえば侍郎の焦朗に關わる1～3行）を、**資一**・**二**とその同型式の文書（**資A**、**B**、**C**）と併せて比較してみよう。

侍郎焦朗　傳　：張武傳寺主尼顯法、田地隗略渠桃一畝半役、聽斷除。（**資一**）

次　傳：張羊皮田地劉居渠、斷除桃一園、承一畝半六十步役、給與張武傳寺主顯法、永爲墐(業)。（**資二**）

次〔傳〕：聽陰崇子洿林小水渠薄田二畝、承厚田一畝役、給與父陰阿集、永爲墐(業)。（以上**資三**）（**資A**）

中兵參軍張智壽　傳　令：聽買取。（**資B**）

□(門)下校郎高慶　傳　令：聽(買取)□□。（**資C**）

通□(事)令史麴儒　傳　令：聽賀□。

侍□(郎)養生　〔傳〕令：聽脫蒲(葡)□□畝、常田肆畝租酒幷大小調□□除。

侍郎養生　〔傳〕令：聽脫蒲桃(葡萄)租酒壹畝、常田肆畝□□調貳年除。

これによれば**資三**の書式は、「令」字の有無を除けば**資一**・**二**及びその同型式の文書（**資A**、**B**、**C**）と一致していることが注目される。それだけではない。侍郎焦朗が中兵參軍張智壽、□(門)下校郎高慶、通□(事)令史麴儒、侍□(郎)養生と同様に門下

的官制機構の官員であることまでが同じである。もちろん表示を省略した侍郎の明舉、通事の張益の擔當個所も同様で、彼らも同機構の官員であることに變わりはない。ということは**資三**は、**資一**・**二**及びその同形式の文書に記された「令」の内容を、傳達を擔當した門下的官制機構の官員ごとに整理した文書としてよい。ただその際、「令」字を省略してその内容だけを列記したのである。したがって**資三**は、**資一**・**二**の形式の文書によって作られたと推定してかまわない。

ただし**資三**には、**資一**・**二**、**資A**に見られる「聽買取」、「聽買□」のような簡素な記載が一例もない、つまり田園に課す役の詳細が記されていないことが氣にかかる。しかしこの點は、唐・池田兩氏の見解を參照すると解決する。兩氏の見解を總合的にまとめれば、高昌國にあって田園を購入する場合は、まず(1)許可を求める「辭」を官署に提出して王令による裁可を得、その後(2)田園を購入して買地券を作成し、次いで(3)買地券を添えて官署に再び「辭」を提出し、購入した田園に課せられる役について王令による裁可を得る。そして最後に(4)擔當官署は王令に從って田園の移轉と課す役の登記を行い手續きが完了する。[30] これによれば**資一**（呂阿子が桑・蒲桃一園の買い取りを求め、王令によって裁可）と**資二**（史天濟が常田少畝の買い取りを求め、王令によって裁可）は、(1)の段階だけに對應して、(2)以降には對應していないことが明らかとなる（蛇足になるが、**資三**の6～7行と10行、すなわち通事張益通と侍朗明舉が「傳」した「券」によって裁可した役の部分は、(3)の段階に對應）。とすれば**資一**・**二**に「聽買取」とだけあって田園に課す役の記載がないのは、(1)に對應して(3)の段階に對應しないからだと說明が可能となる。[31] しかし(1)の段階にあっても「聽買取」という王令による裁可を間違いなく得ているのであるから、門下的官制機構の官員は關係する官署にそれを傳達しなければならない。つまり(1)の段階でも傳達された王令の内容を門下的官制機構の官員ごとに整理する**資三**の形式の文書は必要なのである。田園に課す役の詳細を記さない「聽買取」のような簡素な記載も、**資三**の形式の文書には當然存在していたのである。したがって**資一**・**二**の形式の文書によって**資三**の形式の文書が作成されたとする先の見解は、改める必要はない。

さてそれでは(4)の段階に對應する擔當官署とはどの官署を指すのであろうか。田園の移轉登錄と裁可された役の登錄か

ら解釋すれば、その官署は尙書的官制機構に屬する屯田ということになろう。[32] ただし**資三**は、購入された田園だけでなく田園一般の役に係わる裁可を含んでいるのであるから、多樣な役一般に對する王の裁可を整理した文書と見なければならない。もちろんこれらもすべてが屯田の擔當であった。しかし言うまでもなく、王令による裁可が屯田に係わるものだけとは限らない。したがって**資三**はたまたま屯田に係わるものが殘存していたのだと見るのが妥當であろう。

以上のように整理すれば、高昌國の門下的官制機構で作成された**資料一**、**二**の樣式の文書群は、その內容によって振り分けられて尙書的官制機構の九つの擔當諸部（吏部・兵部・民部・祀部・庫部・倉部・主客・都官・屯田）[33]に傳達され、それを受けたそれぞれの諸部では、その王令の內容を**資三**の形式の文書に作成して整理した、そう推定してよかろう。[34]

四　高昌國における「符」

それでは尙書的官制機構の關係諸部に傳達された王令は、さらにどのような手順をへて王令の對象者へ下されたのであろうか。それは、中國王朝と同じく「符」という形式の文書によっていた。そこで「符」という文書を檢討し、王令の傳達手續きを明らかにしてみよう。次に示すのは、一九七三年、アスターナ古墳群五一九號墓から出土したこの國の「符」を代表する一例である。王令の對象者は交河・南平郡と永安など諸縣の司馬の主者で、その紀年「延壽十七（六四〇）年庚子歲四月九日」が示すように高昌國最晚期のものである（高昌國の滅亡は六四〇年八月）。

資四　延壽十七（六四〇）年、交河・南平郡及び永安縣等の司馬の責任者に王令を傳えた「符」（錄『文書』四册一二四～五頁、圖『文書』貳七一頁）

1　「令：勑（敕）交河郡・南平郡・永安縣・安樂縣・洿林縣・龍泉縣・安昌縣（縣）・□□□（始）・□

2　昌縣郡縣司馬主者、彼郡縣、今遣麴郎文玉・高□

3　青苗去。」符（符）到奉□（行）。

4　威遠將軍門下校郎麴　□□
5　延壽十七年庚子歲四月九日　起　〔「九」は別筆か？〕
6　虎賁將軍屯田□□高（長史）　□□
7　屯田司馬司空　□□
8　虎賁將軍中兵校郎張　世隆　〔ゴチは署名〕

資四に係わってまず留意しなければならないのは、「奏聞奉信」と記された方形朱印が四カ所捺されていることである。「奏聞奉信」印は、關尾史郎氏が明示されたように「六二〇年代の中頃から後半〔すなわち第五代王麴文泰の時代〕にかけて行われたと思われる王權の強化策の一環として登場した」公印である。(35) したがって公印が捺された資四は、「符」の寫しとか控えといった二次的な文書ではなく「符」そのものである可能性が強い。完結した一つの文書（後に言及する連寫されたものと相違）となっていたのはそのためであろう。高昌國の「符」と見なされてきた出土文書は數例みられるが、このような文書はこの資四に限られる。したがって資四を、高昌國を代表する「符」そのものと想定して檢討を進めてみよう。

さて資四はどのように讀めばよいのであろうか。まず當惑するのは「令」字と「敕」字の重なりである。このような「符」は、中國王朝はもちろんその影響を受けたわが國の「符」にも類例がない。(36) したがってこの「符」は、高昌國固有の特異な「符」として扱わなければならない。先に明らかにしたように「令」字は、この國にあっては王令を指していた。この點は動かない。とすれば「敕」字をこの「令」字に整合させて理解するのが妥當であろう。「敕」はいうまでもなく中國王朝にあっては王言の一つであったが、資四の「敕」字を高昌王の王言と見たのでは王言が重複して文意が通じない。しかし高昌國には、「敕すらく」と讀んで王の命令を傳達する「敕」字があった。先に擧げた玄奘の記錄である。王言でない「敕」を求めている今、この記錄は見逃せない。これに從えば、資四は、

(a)〔高昌王の〕令：(b)交河郡・南平郡・永安縣・安樂縣・洿林縣・龍泉縣・安昌縣・□□□(縣)・□(始)昌縣の郡縣の司馬の主者に勅(敕)すらく、彼の郡縣よ、今、麴郎文玉・高〔　　〕を遣わし、青苗を去(ゆ)きて〔　　〕〔勘(しら)べ？〕しむ。(c)荷(符)到らば奉□(行)せよ。

と讀むことができる。そればかりではない。先の**資一・二**の見解を援用すれば、(a)の〔高昌王の〕令と(b)を同格とみなし、その(a)と(b)を「青苗を去(ゆ)きて〔　　〕〔勘べ？〕る」ことを擔當する尚書的官制機構の屯田に傳えたのが「威遠將軍門下校郎麴□□」（4行）であったと、無理のない文書理解も可能となる。つまりこの「敕」字は、王令の傳達を示す高昌國固有の用語として扱うのが最も矛盾が少ない。玄奘の記錄はきわめて正確だったということになる。

しかしこれですべてが解決したわけではない。(c)の指示文言「荷(符)到奉□(行)」はなお一考を必要とする。(c)を(b)に直接接續する文言とみるか、あるいは接續しない獨立した文言とみるかでは、文書の理解が大きく異なるからである。もし(c)を(b)に直接接續する文言とみれば、「令」を下した高昌王みずからが、王令の對象者である交河・南平郡と永安諸縣の司馬の主者に對し「荷(符)到らば奉□(行)せよ」と直接指示を與えていた、つまり高昌王自らが王令を下す「符」の段階まで關與していたことになる。高昌國がいかに小國であり官制も簡素であったとはいえ、君主が直接「符」にまで係わることなどありえたのであろうか。そこで「符」とは何か、中國王朝の諸規定に「符」の原則を問うてみよう。

『大唐六典』卷一尚書都省・左右司郎中員外郎職掌の條に、「およそ上の以て下に逮ぶ所は、その制に六有り。制・敕・册・令・敎・符と曰う。」とあるように、唐にあっても「符」は下行される官文書の一つであったが、その註に、

尚書省の州に下し、州の縣に下し、縣の鄉に下すは、皆符と曰う。

と規定しているように尚書省が州、州が縣、縣が鄉に對して使用するものであった。また後に觸れる敦煌出土の「公式令殘卷」（**資六**）は、管隸關係にある官府間において所管官府が被管官府への意思傳達に用いる文書樣式と規定している。わが國の公式令もこれに從っている。(37) これは『大唐六典』の記載と相違しているのではなく、『大唐六典』が所管と被管、

すなわち管隷關係の代表例として州縣鄉を擧げたのに對し、「公式令殘卷」は管隷關係で一括したに過ぎない。したがって「符」とは管隷關係にある官府間で下達のみに使用された官文書と規定してよい。ということは、君主自らが「符」を發し王言を直接傳達することなどありえないことを意味する。そうでなければ、君主も管隷關係にある一つの官府となってしまう。こうした當然過ぎる確認も、特異な高昌國の「符」を檢討しようとする今は必要である。唐の「符」の規定で重要なのは、君主が除外されていることなのである。小國とはいえ王言として「令」を發する君主である高昌王も、この點では決して例外ではなかったであろう。とすれば高昌王が、(c)「符到奉□(行)」と指示することはありえない。つまり王令は(c)の前ですでに完結していると見なければならない。それではだれが指示文言(c)を加えたのであろうか。

資四の書式から直ちに推察されるのは、「延壽十七年庚子歲四月九日起」(5行)の前に見える「威遠將軍門下校郎麴」であろう。しかしこの門下校郎は門下的官制機構に所屬する官員である。門下的官制機構の官員が、管隷關係にない郡縣の司馬の主者に指示を與えることは不可能であろう。とすればこの**資四**は、この文書に限定する限りもはや理解が難しいことになる。そこで類似する高昌國初期の次の文書を先に檢討し、手がかりを探ってみよう。

資五　章和十一年(五三一)交河郡の司馬の主者に王令を傳えた「符」の寫し(錄『文書』二冊二八頁、圖『文書』壹一二八頁)

1交河郡□(司)馬〔主〕者。　中郎嵩信傳　「令：刺彼郡、(38)　交河郡の□(司)馬の〔主〕たる者へ。中郎の嵩信は、「令(すなわち)彼郡に刺すらく、

2翟忠義失□(奴)一人、若劍(檢)校智(知)處、與守(手)力牽取。」　翟忠義の失□(奴)一人を、もし劍(檢)校して處を智(知)らば、守(手)力とともに牽取せよ。」を傳える。

3符到如令、不得違失。承旨奉行。　符到らば令のごとくし、違失するをえず。〔令〕旨を承けて奉行せよ。

4　　章和十一年三月卅都官　起。　〔ゴチは署名〕

5都官長史麴　　順

一九七五年カラホージャ古墳群八九號墓から出土したこの**資五**も、高昌國の「符」とみなされてしばしば引用されてきた。しかしその句讀點の位置に差違が見られたように、文書の理解は一致をみていない。私は、例示したように「符到如

令、不得違失。承旨奉行。」を一文とみ、その直前で區切って讀むことを提案する。理由は二つある。一つは、高昌王が交河郡□馬（司）〔主〕者に下した「令」の本文を「刺彼郡、翟忠義矣□（奴）一人、若劍（檢）校智（知）處、與守力（手）牽取。」とみなし、それを中郎の嵩信が「傳」えたと判斷するからである。二つは、高昌王が自身の發した「令」を令の本文の中で「如令（令のごとくせよ）」と言い、また「承旨（旨を承けて）」と表現することはあまりに不自然で、これらは「令」を下した高昌王以外の指示と判斷するからである。とすればこの**資五**にあって、交河郡の□馬（司）の〔主〕者に對し高昌王の「令」の旨を承けて從えと指示しうるのは、都官長史の麴順をおいて他にはいないことになる。門下的官制機構の官員である中郎嵩信は、交河郡□馬（司）〔主〕者と管領關係になくこのような權限はない。尚書的官制機構に屬する都官は治安の維持と警察業務を擔當し、[39]翟忠義のもとから逃亡した奴隷をとらえることはその職務の範疇であり、王令の求めと矛盾しない。したがってこの文書は、門下的官制機構に屬する中郎の嵩信から交河郡の□馬（司）の〔主〕者に下す高昌王の「令」を傳えられた尚書的官制機構の都官が、「令」の本文の末尾に「符（符）到如令、不得違失。承旨奉行。」と指示文言を加えて起草し、さらに都官の長官である長史麴順の署をえたと推察できる。「章和十一年三月卅日起」とある「起」字は、都官の起草を示している。[40]つまり王令そのものが交河郡の□馬（司）の〔主〕者に直接傳えられたのではなく、王令は門下的官制機構から尚書的官制機構の都官に傳えられ、その都官において「符」の形式の文書として起草されて後、傳達されたことになる。

さてこうした理解が成り立つとすれば、今問題とする**資四**も、尚書的官制機構の屯田が「令」の本文の末尾に「符（符）到奉行」と指示文言を加えて起草して、屯田の長官である長史の虎賁將軍屯田□□（長史）の高と次官の屯田司馬の司空の署（6～7行）をえたものとなる。ただしそれが、本來ありえない門下的官制機構の官員の門下校郎の指示のように見える書式となっているのは、先に「奏聞奉信」印に係わって觸れた五代王麴文泰の王權の強化策（六二〇年代の中頃から後半）にともなって、舊來の「符」の書式も改められたからであろう。[41]

以上によって**資四**の理解にほぼ見通しがついたが、文書末尾の「虎賁將軍中兵校郎張世隆」の解釋が殘っている。もし

この張世隆の官職に「兼屯田事」などの屯田に關する職務が缺落しているのであれば、理解は容易である。屯田の長官である長史の虎賁將軍屯田□□(長史)の高と次官の屯田司馬の司空の署に續いて屯田の職務を兼務する彼も署名して「符」は完成するからである。しかし陳仲安氏は、「兼屯田事」は補うべきでないとされた(42)。氏は詳細には理由を示されなかったが、同樣な見解を取る王素氏は、中兵校郎が關與したのは、高昌國の屯田が民屯と軍屯の二つに分けられ青苗を勘べることも民屯・軍屯雙方で實施されたため、門下と中兵雙方の官員が係わったのだと推定された。孟憲實・宣紅兩氏はこれを支持された(43)。確かに門下機構と中兵機構の職掌を文事・武備に係わる出納審査に區分された王氏の見解としては理解できるが、文書の理解としては疑問が殘る。というのも資四の屯田が軍屯をも含んで中兵校郎が關與するとすれば、「虎賁將軍中兵校郎張世隆」の位置は文書末尾ではなくむしろ「威遠將軍門下校郎麴□□」(4行)の位置に並んであるべきであろう。王氏は中兵校郎を門下的官制機構の門下校郎と同じく「出納審査機構」の官員とされるのであるから。いずれにせよ氏の説明では、中兵校郎張世隆が末尾にある理由が分からない。とすれば「威遠將軍門下校郎麴□□」(4行)から屯田に送られた文書が、屯田□□(長史)と次官の屯田司馬の通署を得た後、再び門下的官制機構へと返され、そこで門下的官制機構の一員である中兵校郎が關與したと見るのが自然ではなかろうか。もしこうした理解が妥當であるとすれば、捺されていた「奏聞奉信」印との整合的理解もまた可能となってくる。そこでこの公印も視野に含めつつ續いて檢討してみよう。

「奏聞奉信」印は、いつどこで押印されたものであろうか。この印は、「上奏に王の同意が得られたならば(得られたので)、それを受けて從たがわん(受けて從うべし)(44)」という指示である。したがって上奏に對する國王の裁可に係わる公印は、上奏と裁可の場にいる門下的官制機構が保管し、その官制の官員が押印したことは間違いない。とすれば資四にこの印が捺されたのは、虎賁將軍屯田□□(長史)の高と屯田司馬の司空の署(6〜7行)を得た後、すなわち屯田から門下的官制機構の中兵校郎張世隆のもとに返ってきた時ではなかろうか。可能性としては資四が威遠將軍門下校郎麴□□から屯田に送られた時にすでに押印されていた可能性も想定できるが、無理が多い。先に述べたように資四は屯田で起草されたとみな

すからである。未完成の文書に公印が捺されることはありえないであろう。したがって私は、**資四**は、最後に中兵校郎張世隆の署名を得て文書として完成した後、この「奏聞奉信」印が捺されて「符」として完成したと推察する。この推察にかかわっても、「符」に關する中國王朝の次の規定は示唆的である。

資六　敦煌出土唐令殘卷符式（P．二八一九）（錄 DOCUMENTS I A, 29～30. 圖 DOCUMENTS I B, 57.）

32 符式
33 尚書省〔下某寺〕(45)　爲某事。
34 某寺主者云云。案主姓名。符到奉行。
35　　主事姓名。
36 吏部郎中、具官封名。都省左右司郎中一人准署。令史姓名
37 ……（紙縫）檢背有印
38　　書令史姓名
39　　年月日〔下〕(46)
40 右尚書省下符式。凡應爲解向上者、上宮(官)向
41 下、皆爲符。首判之官、署位准郎中。其出符
42 者、皆須案成幷案送都省檢勾。若事當計會者、仍別錄會日(官)?與符
43 俱送都省。其餘公文及內外諸司應出文書
44 者、皆准此。

右は尚書省の下す符式。およそ「解」に爲りて上に向かうべきもの、上官の下に向かうものは、みな「符」に爲れ。首判の官、署位するは郎中に准ぜよ。それ出符は、みな案の成るを須ちて案に幷せて都省に送り、檢勾せよ。もし事まさに計會すべきことは、すなわち別に會目を錄して符とともに都省に送れ。その餘の公文および內外諸官司の文書を出すべきものは、みなこれに准ぜよ。

この符式からは、文書の文面だけから伺いしれない複雑な手續を知ることができる。それは「其出符者、皆須案成并案送都省檢勾。」とあるように、「符」を執行するに先立って、執行する「符」そのもの（出符）はその案（本案）とともに、一端尚書都省に送って檢勾を受けていることである。言うまでもなく尚書省は吏・戸・禮・兵・刑・工の六部とそれを統括する左右司からなる尚書都省から構成されている。**資六**はその尚書省吏部の長官・尚書郎中が責任者となり尚書省が某寺に下す「符」の例を示しているのであるから、吏部は執行する「符」そのものと本案を尚書都省へ送って檢勾を受けることになる。それが割り註に見える〔尚書〕都省左右司郎中一人の署名を得ることなのである（36行。吏部は左司に所屬）。ということは唐の「符」は、尚書省の六部が作成して直ちに執行されたのではなく尚書都省の檢勾後であったことになる。

この手續きは重要である。**資四**と動きが似ているからである。高昌國の「符」である**資四**は、尚書的官制機構の屯田から直ちに執行されず、一端門下的官制機構に返され中兵校郎張世隆の署をえて執行された、そのように推定できるからである。もちろん返されたのが尚書都省と門下的官制機構の大きな相違はある。しかし私はその相違以上にこの動きの共通性に注目する。というのも高昌國の尚書的官制機構には尚書都省に相當する機關が存在しなかったからである。したがって執行する「符」そのものと「符」の本案の檢勾の場は、高昌國の尚書的官制機構には存在しない。しかし尚書都省における檢勾を、高昌國では門下的官制機構が代わって擔當していたと理解すれば、門下的官制機構の中兵校郎張世隆の署を得て「符」が下されたとする先の推定は無理なく理解できることになる。忘れてはならないのは、唐の「符」ではなく、三省制度がなく門下的官制機構と尚書的官制機構だけから成り立つ高昌國の文書を扱っていることなのである。

先に「奏聞奉信」印は、門下的官制機構に返された「符」に門下的官制機構の官員が捺したと推定した。この押印に係わっては、わが國の『令義解』巻七公式令符式の割り注（「其出符、須案成并案送太政官檢勾」に附されたもの）、すなわち、

謂う。およそ省・臺の出符するは、太政官に向いて内印を請い、〔太政〕官は則ち本案を發して、出符を檢勾す。そ

の案は、官印を以て印し本司に送り還すなり。

も示唆を與える。これによればわが國では、省・臺（八省と彈正臺）が「符」を下すときは、太政官（唐の尚書都省に相當）がその出符を本案に基づいて檢勾し、內印を捺して執行させ、本案にも官印（外印）を捺しそれを本司（擔當した省・臺）に還すと說明している。高昌國にあっては、門下的官制機構の檢勾（わが國の太政官の役割）を推定したのであるから、尙書的官制機構の諸部が起草した「符」はこの機構に送られ「奏聞奉信」印が押されたことになる。例示した**資四**に卽して言えば、門下的官制機構から王令の傳達を受けた屯田は、王令に基づいて「符」を起草し、その「符」は門下的官制機構に返されて檢勾を受け、「奏聞奉信」印を押され、交河郡・南平郡・永安縣等の郡縣の司馬の主者に下されたことになる。

なお、高昌國にあって內・外印、あるいは諸部の印はなく「奏聞奉信」印一つだけに限られる。また本案と出符の雙方が作成されたという確證もない。後述する**資七**のような「符」の控えが存在することから、あるいは出符だけが作成されて本案までは作成されなかった、その可能性が大きい。(47)

五　出符とその記錄

ところで吐魯番出土文書には、**資四**とは異なって「符」そのものとは見なせない文書が數點存在する。第三次大谷探檢隊が將來した次の文書もその一例である。

資七　延壽元年（六二四）、交河郡の司馬の主者等に王令を傳えた「符」の寫し（錄『籍帳』三一二～三頁、關尾九四年六四頁。圖『籍帳』三一二頁、小田義久責任編集『大谷文書集成』壹の圖版一・二、一九八四年）

①

1　〔前　缺〕

□□（廿）□日　起

2　寧遠將軍吏部郎中兼兵部事麴　□　□

3　「□〔令〕勅〔敕〕交河郡司馬主者、彼郡今須甲申歲六月劑遠行馬價錢、沿三月劑逋錢。」前有符去、至今□□〔不畢〕、

4　更重遣符去、符到、期此月貳拾伍日、仰儻事人、送來詣府、輸入使畢。不得違失。承　旨奉□〔行〕。

5　通　事　令　史　辛　孟　□〔鞭〕　〔ゴチは署名〕

6　□〔延〕〔壽〕□　元　年　甲　申　歲　六　月　廿　一　日　起　〔「一」は濃い墨色〕

7　寧遠將軍吏部郎中兼兵部事麴　□　□

〔餘　白〕

②

1　「□〔令〕：□〔敕〕□縣司馬主者、彼縣今須甲申歲六月劑遠行馬價錢、□□□□□〔沿三月劑逋錢〕。」

2　前有符去、至今不畢。今重遣符去。符到、期此月廿六日、仰儻事人、□□□□〔送來詣府〕、

3　輸入使畢。不得違失。承　旨奉　□〔行〕。

4　通　事　令　史　辛　□〔孟〕　□〔鞭〕

5　□〔延〕壽　元　年　甲　申　歲　六　月　廿　□　日　起

6　寧遠將軍吏部郎中兼兵部事麴　□　□

7　□□□□□

12　寧遠將軍吏部郎中兼兵部事麴　□　□　〔□は空白を示す〕

この**資七**①は大谷文書一三一一であり、②は大谷文書一三一〇と一四六六を接合し復元したもので本來は一紙となっていたものである。[48] ともに一枚の用紙のなかに少なくとも二つ以上の「符」形式の文書が連寫されていたと想定される。[49] これは先に見た高昌國を代表する「符」（**資四**）と形態が異なっており、**資七**①②を「符」そのものと見なすことはできない。[50] それではこのような「符」そのものと見なせない文書は、何を目的として作られたのであろうか。

先に推察したように出符される「符」そのものは、擔當諸部から門下的官制機構に送られ檢勾を受けた後、執行された。したがって擔當諸部に本案が返されない限り諸部には記録が殘らないことになってしまう。しかも高昌國では本案作成の可能性が少ないと推察したのであるから、この點は重要である、私は、いくつかの「符」が連寫された**資七**の形式の文書は、本案にかわる「符」の控えではないかと推察する。[51] 先に**資五**として示した文書も、實は連寫されたこの「符」形式の文書のうちの一點を擧げたものである。もしこうした推察が許されるとすれば、**資七**は屯田が、**資五**は都官がそれぞれ作成した控えとなる。そしてその作成は、檢勾後の出符の段階ではなく檢勾前、すなわち擔當諸部が「符」を門下的官制機構に返す直前とみることが妥當であろう。それは次のような理由による。

資七①②には四ケ所の紀年が見えるが、そのうち三ケ所までが「六月廿□日起」とあるように日附の下一桁が空白となっている。日附部分だけが空白とされたのは、數日內に出符されることは確實でも（**資七**①②の場合は六月廿日を過ぎて數日內）檢勾を受けるためにその日を特定できなかったからである。それは起草された「符」が、門下的官制機構に返される直前に控えられたことを裏附ける。[52]

ところで「出符」そのものには、執行當日、空白とされていた部分に日附が書き入れられた。「出符」そのものとした**資四**の「延壽十七年庚子歲四月九日起（5行）」の「九」はその例である。[53] この日附は、おそらく檢勾した門下的官制の機

構の官員が書いたものであろう。[54] そしてその「出符」そのものは、再び擔當諸部に送られて擔當諸部から出符されたようである。というのも**資七**①に一ケ所のみ「六月廿一日起」（7行）と日附の「一」を書き込んだ例が見えるからである。この「一」字は、他の文字と別筆とまではいえないが墨色が濃い。おそらく出符後、諸部では控えの日附の空白に出符日を書き込むのが正しい手續きであったのであろう。とすればこれはその手續きを遵守した例となる。

もしこのように整理することが許されれば、諸部は「符」の本案を作成しなくてもその内容を控えておくことは可能となる。「符」そのものだけでなく複數の「符」を一紙に控えた文書も出土したのは、そのためだったのである。從來このような「符」の控えを「符」そのものとして扱ってきたが、嚴密に言えば誤りであったことになる。

おわりに

高昌王が「諾」と裁可した事柄は、門下的官制機構の最高官・門下校郎が「諾」を「令」字に改めた文書によって關係する尚書的官制機構の諸部に送付された。それを受けた諸部では、裁可された事柄（すなわち王令）を施行するため、執行擔當責任者（郡縣であれば司馬の主者）に執行を命じる「符」を起草した。その際、諸部の官員が通署し、年月日の日附だけを空白とし、控えを取ったうえで（同内容の「符」があればまとめて控えを作成）門下的官制機構へ返送した。返送を受けた門下的官制機構では、この「符」を檢勾して空白の日附を記入し、再度尚書的官制機構に送付して出符させた。これが明らかとなった高昌國における「符」による王令の傳達手續きである。[55] この手續きのなかで注目されるのは、王に直屬する門下的官制機構が、奏を受け、王令を傳達しただけでなく、王令の施行を擔當する他機構の尚書的官制機構諸部にまで檢勾權を行使していたことである。この國の王權は、王令執行段階まで掌握していたのである。五代王麴文泰はこの王權の一層の強化を試みたといわれる。その過程に出現した「奏聞奉信」印はこの門下的官制機構の檢勾權をより鮮明にし、また「符」書式の改變、つまり尚書的官制機構の諸部の指示文言「符（符）到奉□（行）」が門下的官制機構のそれに見えるまでの書

式にしたのも、すべて門下的官制機構の權限の強化にあった。高昌國は、三省ではなく門下的官制機構と尚書的官制機構によって運營された小國ではあったが、そこには王權を支える巧みな機構が作りあげられていたのである。(56)

引用文獻・論文略號表

『文書』四册…國家文物局古文獻研究室等編『吐魯番出土文書』第四册、一九八三年。

『文書』貳……中國文物研究所等編・唐長孺主編『吐魯番出土文書』(貳)、一九九四年。東亞史會よりいただいた。記して感謝する。

『籍帳』……池田溫『中國古代籍帳研究—概觀・錄文—』(東京大學東洋文化研究所報告)、一九七九年。

DOCUMENTS I A, B……TUN-HUANG AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY I, Legal Text A B, 1978.

池田八一年……池田溫「中國における簡牘研究の位相」『木簡研究』三號、一九八一年。

池田八二年……池田溫「中國における吐魯番文書整理研究の進展—唐長孺講演の紹介を中心に—」『史學雜誌』九一編三號、一九八二年。

池田八四年……池田溫「中國古代買田・買園券の一考察—大谷文書三點の紹介を中心として—」『東アジア史における國家と農民』、一九八四年。

王八九年……王素「麴氏高昌中央行政體制考論」『文物』一九八九年一一期。

王九七年……王素『吐魯番出土高昌文獻編年』、一九九七年(臺北、新文豐出版公司)。

拙稿八四年……白須淨眞「麴氏高昌國における上奏文書試釋—民部・兵部・都官・屯田等諸官司上奏文書の檢討—」『東洋史苑』二三號、一九八四年。

拙稿八六年……白須淨眞「高昌・闕爽政權と緣禾・建平紀年文書」『東洋史研究』四五卷一號、一九八六年。

關尾九〇年……關尾史郎「高昌文書に見える官印について—『吐魯番出土文書』劄紀(九)—」(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)『吐魯番出土文物研究會會報』四〇、四一、四四號、一九九一年。この會報は『吐魯番出土文物研究情報收錄』、一九九一年に合册。本稿に示す頁はこれによる。

關尾九一年……關尾史郎「高昌國の侍郎について—その所屬と職掌の檢討—」『史林』七四卷五號、一九九一年。

關尾九三年……關尾史郎「義和政變前史—高昌王麴伯雅の改革を中心として—」『東洋史研究』五二卷二號、一九九三年。

關尾九四年……關尾史郎「高昌延壽元(六二四)年六月勾遠行馬價錢敕符をめぐる諸問題(上)」『東洋史苑』四

二・四三合併號、一九九四年。

陳八三年……陳仲安「麴氏高昌國時期門下諸部考源」『敦煌吐魯番文書初探』、一九八三年。

唐八二年……唐長儒「新出吐魯番文書發掘整理經過及文書簡介」『東方學報』京都五四册、一九八二年。

註

(1) 『隋書』卷八三高昌傳。『舊唐書』卷一九八高昌傳。

(2) かつてこの王國の上奏文書を取りあげ、國家意思決定のシステムに言及したことがある。拙稿八四年。なお本稿は、「第九回吐魯番出土文物研究會大會」（於龍谷大學、九七年八月五日）において發表したものである。貴重な意見をいただいた會員各位に感謝する。

(3) 從來の見解を整理した關尾九三年、四、一一、一三頁を參考にした。

(4) 國外の伊吾王に對する傳達も「敕する」ものであったことは、伊吾をめぐる當時の微妙な國際關係に重要な檢討資料を得たことになる。

(5) ただしこの資料は、「慧立本、彥悰箋」と言われるように玄奘が直接筆を執ったものではない。

(6) 拙稿八四年。王八九年、四二頁など。

(7) 池田溫氏の譯を參照した。**資二**も同。池田八四年、二七九、二八〇頁。

(8) 殘る三點の錄文は次の通りである（／は改行箇所。なお以下の引用も同じ）。

資A　「延昌三十四年（五九四）呂浮圖の辭」に對する高昌王の令を傳えた文書（錄『文書』四册二四九頁、圖『文書』貳一四二頁）

延昌卅四年甲寅歲六月三日、呂浮圖辭。圖家□／□乏、鞈(葡萄)皐用不周。於樊渠有蒲桃(葡萄)一園、逕(經)理不／□、見買得蒲桃(葡萄)利□□、□惟／□下乞貸(貸)取、以存□□聽許、謹辭。／事通□令史麴儒傳／「今：聽貸(貸)□。」

資B　「高昌某人の辭」に對する高昌王の令を傳えた文書一（錄『文書』四册二五〇頁、圖『文書』貳一四三頁）

（前缺）／　□有面桃雜(葡萄)□□□以□／□慈放脫、不勝所請、謹辭。／侍□郎(養)生傳／「今：聽脫蒲(葡萄)□□畝、常田肆畝租酒并／大小調□□除。」

資C　「高昌某人の辭」に對する高昌王の令を傳えた文書二（錄『文書』四册二五一頁、圖『文書』貳一四四頁）

（前缺）／殿下垂慈放脫、不勝所請、謹辭。／侍郎養生傳／「今：聽脫蒲桃(葡萄)租酒壹畝、常田肆畝□□／□調貳年除。」

資B・Cには紀年がないが、**資一・二**、**資A**とともに同じ紙軸から出土していることから同樣に延昌年間と見て誤らないであろう。

(9) 新疆維吾爾自治區博物館編『新疆出土文物』、一九七五年に收錄。この圖錄を紹介して**資一・二**に最初に觸れ、また殿下の書として言及したのは池田溫氏である。同「新疆維吾爾自治區博物館編『新疆出土文物』の批判と紹介」『東洋學報』

五八卷三・四號、一九七七年、一二八頁。池田八四年、二八〇頁。なお『文書』貳一四〇～四頁等には說明がないが、姚崇新氏は「國王的朱批：令、聽買取。」と言う。同「麴氏高昌王國官府授田制初探」『中國吐魯番學會第一次學術研討會論文集』、一九九一年、一三四頁。文書を實見していない今、この點は保留する。

(10) 本稿に觸れる資四、五、七などの「符」の形式を取る文書の他、次の「高昌追贈宋懷兒虎牙將軍令」が該當する（ただしこれは、高昌王が使者をたてて「令」を直接當事者に傳達したもので、「符」による「令」の傳達を扱う本稿では、取り上げない。）

令　夫褒賢賞善、前聖洪願、錄功酬勳、／後政修尙。故宋懷兒稟質純直、至／行忠方、率己奉上之懃自少而彌益、先公後私、迄老而不怠。……／孤聞矜惜、情懷悼勳焉。故遣明／將軍王具伯、成薩布等、追贈虎牙將軍。／魂而有靈、承茲榮號。嗚呼哀哉。／一二月廿四日。

錄『文書』三册一七五頁、圖『文書』壹三八〇頁。

孟憲實氏は、日附の「四」を高昌王の親畫とする（第九回吐魯番出土文物研究大會）。

(11) 王素氏の分類では「敕令」の項目を建てるが、麴氏高昌國には「敕」と呼稱する王言やそれに對應する官文書はない。王九七年、三八九頁。したがって陳仲安氏が、高昌國の門下諸官の職責として言う「傳達敕令」の敕令もこの國にはなじまない表現である。陳八三年、一二頁。

(12) 早期の例では、池田八四年、二七九頁。

(13) 「伏願殿下照茲所請。謹辭。」（資一）とあるように、この辭は「殿下」、すなわち高昌王に對するものであった。

(14) 高昌國の中央政府は三省ではなく門下的官制機構と尙書的官制機構とによって機能していた。したがって出納と審査機構は分離せず門下的官制機構が掌握し、その官員には門下校郎、通事令史、中兵校郎、侍郎、中郎などが配置されていた。なお王素氏は、門下的官制機構が掌握していたのは文事であり、武備は中兵機構に委ねられていたとする。高昌官制については、關尾九一年、王八九年を參照。

(15) 「傳」・「令」二字の間に句點を加えない場合でもこうした理解は少なくなかった。資一・二を引いて中村裕一氏が、「高昌國の辭は辭を傳奏する官人がいて、『令』を發して判辭を示す人物に辭が傳達されることが特徵となっている。『令』以下の判語を示す人物は『殿下』と表現されているから高昌王であると判斷される。」とされたのは最新の例である。同『唐代公文書研究』一九九六年、一九四頁。ゴチ化は筆者。

(16) 庶民の「辭」が直接、中兵參軍や門下校郎の手元に屆くことはありえない。一端官署で受理されて後、「辭」の形式の文書となるのである。この手續きについては、拙稿八六年八一～二頁。また、地方郡縣に在住する庶民が提出する「辭」の受理手續きなど檢討課題は多い。

(17) 麴氏高昌國時代ではないが、且渠氏高昌國時代の「承平十三年（四五五）且渠封戴の木版」冒頭の「令」字の擡頭を例示しておく。

「有
令：故冠軍將軍・都郎中・高昌太守封戴、夫功高德邵、好／爵亦崇。惟君誕秀神境、文照武烈。協輔余躬、熙繼／絕之美。……今遣使者／陰休、贈君敦煌太守。魂而有靈、受茲嘉籠。」／承平十三年四月廿一日起、尙書吏部。
（錄池田八一年、九二頁。圖『新疆出土文物』）

この「有令：云々」の擡頭を無視して「有。令：云々」と讀めないように、「傳令：云々」も「傳。令：云々」とは讀めない。

(18) **資一・二**に附されたそのタイトルは、「高昌延昌六年（公元五六六年）呂阿子求買桑葡萄園辭」（『文書』四册二四七頁）、「高昌延昌十七年（公元五七七年）史天濟求買田辭」（『文書』四册二四八頁）である。

(19) 從來の研究成果を取り入れて整理した中村裕一『唐代制敕研究』、一九九一年、五六頁を參照。

(20) 拙稿八四年、二四～五頁。五三頁。

(21) 『文書』七册二二～三頁。この告身については、中村裕一『唐代公文書研究』一九九六年、二三五～三八頁を參照。

(22) 閒違いなく高昌王が「諾」と御畫したという推定の上である。しかし現實には、「諾」を記した文書は麴氏高昌國時代には報告がない。したがって高昌王は、口頭で「諾」と裁可しただけで「諾」字を書き込む文書はもとより用意されず、口頭の「諾」を「令」字に置き換えた文書だけが作成されたかもしれない。それが**資一・二**であると。可能性は小さくない。

(23) 高昌國が中國王朝から册封された國家であったことを忘れてはならない。勝手に振る舞えない國際的地位にあったことも現實である。

(24) 中國王朝の皇帝と同じ「奏」による上申をさせながら「可」や「聞」では裁可できない高昌國の現實を思い出すべきであろう。

(25) 高昌王の裁可の語が、中國王朝の皇太子と同じ「諾」であったことは、高昌王の王言も「令」だけであったことを想定させる。高昌王の王言には「令」よりもランクの高いものも低いものもなかったことになる。

(26) 隋は册封し外臣とした高昌王に、皇帝と同格となる王言「詔」の使用は當然認めなかったであろうし、隋以前から册封を受けその制約を熟知していた高昌王も自身の王言の止まる段階を「令」と承知していた。これが東アジア國際社會に存在した國際感覺である。

(27) **資一・二**は、高昌國滅亡（六四〇）後ではなくその時代に破棄された。國王の親畫であればこうした扱いはできなかったであろう。

(28) 唐八二年八七～九頁。池田八二年、六五～七頁。池田八四年、二七八～八二頁。

(29) 王九七年、二八八頁は、延壽八年（六三一）前後とする。

(30) 前掲註(28)參照。

(31) 田土の取り替えの裁可を得た**資A**もこの段階。

(32) この點に係わっては關尾史郎、荒川正晴兩氏から示教を得た。

(33) 王素八九年、五二頁。

(34) ただし、門下的官制機構が**資三**の様式の文書を作成し、各諸部に傳達した可能性も完全には否定できない。その判斷は、**資三**の紙背に見える「方竣」（押署）が、門下的官制機構もしくは尚書的官制機構の屯田のいずれの官員であったかにかかっているが、「方竣」は他に見えない。したがって今は、**資三**の朱線（屯田において登記簿への注記等の確認のために引かれたものか？『文書』壹四四一頁）を根據に本文のように理解する。なお帳簿への記載終了の書き込みが朱書であったことは、池田溫氏が示されている。池田八四年、二七八頁。

(35) 關尾九〇年（Ⅲ）、二三八頁。なお〔　〕内は筆者の加筆。

(36) 中國王朝の「符」については**資六**、わが國のそれ（養老公式令符式）については、『律令』（日本思想體系）、一九七六年、三八〇頁。

(37) 註(36)參照。なお、大寶令符式の復元は早川庄八『日本古代官僚制の研究』八六年、九二～三頁の註(34)、一〇三～六頁の補註參照。

(38) 例示のように當初高昌國では「符」に「敕」字ではなく「刺」字を用いていた。『大唐六典』卷一尚書都省・左右司郎中員外郎職掌の條に「諸司自相質問、其義有三。曰關・刺・移。」とあるように唐では「刺」は「關」・「移」とともに諸司相互間のやりとりに使用されていたが、『令集解』卷三二公式令解式の條には「檢唐令。尚書省內諸司上都省者爲刺也。」とあって尚書省內の諸司（二四司）が都省に提出する文書と限定している。したがって高昌國の「刺」は適應しないが、「關」が南朝の宋では皇太子への上申に用いられた例があるように（拙稿八四年、二三頁）、唐の規定も從前の規定そのままであったわけではない。かつて「刺」が下降文書に使われた經緯があったのかもしれない。また「刺」が尚書省內だけでの使用とされていたことも興味深い。高昌國では郡縣組織も尚書的官制機構の內部とする認識があったのであろうか。高昌國の郡縣組織檢討の手がかりとなるかもしれない。いずれにせよ、この「刺」の課題は大きい。

(39) 高昌國の都官の職掌は、『寧朔將軍麴斌造寺碑』を引いた盧向前『敦煌吐魯番文書論稿』一九九二年、二一六頁の（補）。

(40) 「起」であって唐の「符」のように「下」（**資六**）となっていないのは、都官の起草に重きを置いた表現であろう。

(41) 王權強化が門下的官制機構の強化にあったとすれば、諸部の指示文言までもあえて門下的官制機構の指示に見えるようにしたのであろう。

(42) 陳八三年、一五頁。

(43) 王八九年、四四頁。孟憲實・宣紅「試論麴氏高昌中央諸曹職掌」『西域研究』一九九五年第二期、二三頁。

(44) 關尾九〇年（Ⅰ）、二一三頁。高昌王の裁可の語は「諾」であったから、印文は「奏諾奉信」が正しい。しかし「諾」よりもグレードの高い裁可の語「聞」（皇帝の裁可の語「可」と「聞」のうちの一つ）を採用したのは、王權強化を國內に誇示する意圖もあったからであろう。

(45) 仁井田陞氏は、この唐令殘卷によって符式を復元されたが、その際『令集解』に「尚書省下諸寺」とあり、日本公式令第十二條符式に「右太政官下國符式（省臺准此）」とあることから「諸寺」「州」の脱落を推定された。『唐令拾遺』（二刷）一九八三年、五五九頁の註二。

(46) 牛來穎、中村裕一兩氏が指摘されるように「下」字が脱落。牛「讀敦煌吐魯番文書札記」『中國史研究』一九八六年一期、一〇一頁。中村『唐代公文書研究』一九九六年、三六三～四頁。

(47) 高昌國で本案も作成されていたとすれば、王城（高昌城）に近いアスターナ古墳群から出土した**資四**は、屯田に返されて保管された本案の可能性が高い。出符された「符」が王城の近くから出土する可能性は低いからである。なお關尾史郎氏は、**資四**は、交河・南平郡、永安縣等の多くの郡縣に對して下された「符」であるから、「符」を携えた使者がこれらの郡縣を巡って後、王城に持ち歸ったことを示唆された。もしそうであれば、出符されたはずの「符」が王城の近くから出土しても説明がつき、「本案」不作成を間接的ながら裏附けることになろう。

(48) 接合は關尾史郎氏である。關尾九四年、六～七頁。

(49) 「符」を下す郡縣の司馬の主者が異なっているだけで連寫された文書内容は同様である。保存の良い①を譯し解説しておく。

「令（すなわち）交河郡の司馬の主者に勅（敕）すらく、彼の郡よ、今、甲申の歳六月分の遠行馬價錢、三月分以降の滯納〔遠行馬價〕錢を須（す）つ。」前に符を去（や）るも今に至るも畢（わ）らず。更に重ねて符を去（や）る。符到らば、この月の二十五日を期し儻事人（責任能力のある關係者）を仰いで送り來たりて王府に詣で、輸（はこ）び入れて畢（おお）らしめよ。違失をゆるさず。〔王の「令」の〕旨を承けて奉じ行え。

先の私見に従い「　」内を王令とし、それ以降を寧遠將軍東部郎中兼兵部事麴□□の兵部事としての指示と考える。「六月劑遠行馬價錢」の「劑」字の理解は、關尾史郎「高昌文書中の『劑』字について（下）―『吐魯番出土文書』劉記（八）―」『吐魯番出土文物研究集錄』八五頁によった。

(50) 現在確認されている「奏聞奉信」印の初出は延壽四年であり、これが**資七**の延壽元年にまで遡るかは微妙なところである。關尾九〇年（Ⅰ）二一二頁。したがってここでは、公印がないことを「符」そのものでない根據に擧げることは留保しておく。

(51) 連寫されたもう一つの「符」形式の文書（**資五**1～5行の續きとなる6～12行）を示しておく。

柳婆・无半・鹽城・始昌四縣司馬主者。中郎嵩／信傳

「令：刺彼縣、翟忠義（検）奴一人、／若劍校（校）智（知）處、與□□（手力）牽取。」符（符）到如令、不得違／失。承旨奉行。／章和十一年三月卅日都官　起。／都官長史麴　順。

(52) この時點では**資四**末行の「虎賁將軍中兵校郎」の箇所は署名もなく、假にこの箇所が存在していたとしても省略されたであろう。

(53) 圖版では正確な判斷はしがたいが、やはり別筆の様であ

る。機會を得て原文書で確認したい。

(54) この點に係わっては註(10)を參照。ただし高昌王の「諾」をすでに「令」と書き換えているような文書で日附のみ親畫とは考え難い。

(55) 出土した「符」形式の文書のなかで一點、「義和二年（六一五）、都官が始昌縣に下した『符』の寫し」（『文書』貳、九八頁）に觸れなかった。紙數の關係もあるが、この文書は「符」によって命じられた王令が實際に實行される段階にも係わったものとして、新たに觸れたい。なおその要旨は第九回吐魯番出土文物研究大會で觸れた。

(56) 門下的官制機構の最高官門下校郎の高昌官制上の地位は、尚書的官制機構の諸部の長官（長史、四等級）よりも低くその次官（司馬、五等級）クラスに過ぎなかった。つまり檢勾する側が低いのである。尚書的官制機構の最高官綰曹郎中（二等級）との差は、同じ最高官と言っても破格に相違した。ここにも巧みな官制を見て取ることができよう。官の等級は、侯燦「麴氏高昌王國官制研究」『文史』二二輯、一九八四年。

it via an examination of records found in Turfan. It also highlights specific aspects of the working of the Tang *fu-bing* system, with particular attention paid to the actual circumstances of the soldiers involved in this system.

Among the several points confirmed in this paper are, first, that the four *Zhechong-fu* were established early in the period of Tang control and that the total soldiers involved in it numbered some three thousand. Second, these soldiers were referred to as *Weishi* 衞士 (imperial guards), but they actually served five one-month-long tours of duty in the lookout posts and signal towers within the province rather than in the capital. Third, it may thus be surmised that the duties of these soldiers were less onerous than those of peasant farmers, and that their social status was, moreover, higher than the latter. Recognition of this principle of the separation of soldier and peasant—the soldier and the peasant-farmer did not occupy the same role—makes it possible to redefine the fundamental character of the Tang *fu-bing* system from this vantage point.

THE SYSTEM OF COMMUNICATION OF THE DECREE OF A KING IN THE GAOCHANG 高昌 KINGDOM OF THE QU 麴 DYNASTY

SHIRASU Joshin

The Gaochang kingdom under the Qu dynasty (A. D. 501–640) was a small kingdom in Central Asia, influenced by Chinese culture. Within this kingdom, any order received from the king was made into a preliminary government document known as *ling* 令. These were rewritten as *nuo* 諾, "a word of sanction by the king", by high officials in the *menxia* 門下 branch of the government structure. These officials would then send the *nuo* to the Relations department of the *shangshu* 尙書, which functioned as another branch of the government. That department issued a document naming the person in charge (called *simazhuzhe* 司馬主者 in Junxian 郡縣) who was responsible for carrying out the matter that had been ordered.

This document was called a *fu* 符. A bureaucrat from this department signed this agreement, however, the column reserved for dating was at that time left blank. A copy of this document was made and it was then returned to the *menxia* branch. Upon receipt of the king's orders, the Relations department would draw up another document known as a *fu*, the purpose of which was to appoint an official to enforce the decree. An official of the *menxia* branch inspected this document, and after that entered a date. The *shangshu* branch then issued this document to the responsible official as a *fu*. This system of the communication of the orders of a king via a document known as a *fu* is described and analyzed in this paper.

SOGDIANS IN THE TANG EMPIRE

ARAKAWA Masaharu

The imperial rule of the Tang extended to the neighboring foreign countries, and continuing up until the period of the high Tang, the government exercised a loose control over these countries by setting up *ji-mi zhou-fu* 羈縻州府 ("loose reign" prefectures). The residents of these foreign countries were also entered as households of commoners in the household registers, as was prescribed by the *lü-ling* 律令 system. Among these foreign countries, almost all Central Asian countries extending as far as Sogdiana were included in this system. As a result, the trading activities of Sogdians were arranged in accordance with system. Within the *lü-ling* system, Sogdians were treated as merchants who were permitted to be entered in the household register of their domicile of choice after they had left their legal domicile. The Tang government ensured the safe passage of Sogdians via issuing them passports and allowing them access to the Tang communication system that connected them with the imperial capital. The Sogdian trading state established by Tang imperial order in the first half of the Tang era was entirely distinct from indigenous Sogdian states established both before and after this period.